

須賀川土木事務所 道路等維持管理業務委託 特記仕様書

第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県が発注する「須賀川土木事務所 道路等維持管理業務委託」に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

第2章 共通事項

(共通事項)

第2条 受注者は、この委託業務を担当する福島県県中建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。

2 受注者は、発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。

3 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備することとし、年間の作業計画書及び別紙（様式一 体制1）を速やかに提出すること。

4 受注者は、一件毎に発注された委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。

5 本委託業務は、道路等維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。

6 受注者は、委託業務における発生材（残土を含む）を速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。

7 受注者は、委託業務実施時には必要に応じて道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。

8 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。

9 作業に伴う交通規制については、監督員と協議のこと。

第3章 主任技術者

(主任技術者)

第3条 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監督しなければならない。

- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り、業務全体の発注計画を策定し、組合各社との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
- 3 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、発注者の担当課と連絡がとれるようにしておかなければならない。
- 4 住民要望の情報共有及び協働対応を行うものとする。
- 5 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）を行い、発注者へ報告するものとする。
- 6 維持管理データベースを作成するものとする。
（管理瑕疵事故・補修履歴・苦情等の場所や内容、対応状況を取りまとめる）
なお、4～6の業務については、別途経費計上し、総価契約業務に含める事とする。

（履行する際の留意事項）

- 第4条 主任技術者は、本仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。
- 2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
 - 3 発注者の担当課及び業務担当者、作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

第4章 委託区域

（委託区域）

- 第5条 本業務の委託区域は、県が管理する須賀川土木事務所管内（須賀川市、鏡石町、天栄村）の道路、河川、砂防施設、急傾斜施設とする。

第5章 委託業務

（委託業務）

- 第6条 委託業務の一覧を以下に示す。ただし、特別な指示があった場合はこの限りでない。

なお、①から④について、1件の委託料は300万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は500万円未満とする。

(1) 単価契約業務

- ①道路維持補修・舗装維持修繕業務 30路線 L= 256.6 km（図-1）
- ②河川維持管理業務 17河川 L= 181.5 km（図-2）
- ③砂防施設維持管理業務 N= 33箇所（図-3）
- ④急傾斜施設維持管理業務 N= 19箇所（図-4）
- ⑤一般除雪業務 27路線 L= 231.2 km（図-5-1）
- ⑥凍結抑制剤人力・機械散布業務 28路線 L= 235.5 km（図-5-1）

⑦春先除雪業務 3 路線 N=14.1km (図-5-2)

(2) 総価契約業務

①道路除草業務 (図-6) 除草一式

②路面清掃業務 (図-7-1、図-7-2) L=102.4km

③砂防施設除草業務 (図-8) 立縄沢 A=13,756.6m²

④スノーポール設置撤去業務 (図-9) N=1,303 本

⑤防雪柵設置撤去業務 (図-10) L=2,037.4m

⑥道路植栽管理業務 (図-11) 剪定、寄植、施肥・防除・除草一式

⑦道路パトロール業務 (図-1) 30 路線 L= 256.6 km

第 6 章 道路維持補修業務

(業務の定義)

第 7 条 道路維持補修業務は、突発的な事故や経年劣化による道路管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。

(留意事項)

第 8 条 受注者は、受託路線の存する市町村において気象警報発令時または震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、速やかにパトロール体制を整え、監督員の指示する路線をパトロールし、速やかにその結果を電話等により報告すること。

2 受注者は、前項 1 によるパトロール完了後速やかに、道路パトロール報告書(様式第 7 号)を提出すること。

第 7 章 舗装維持修繕業務

(業務の定義)

第 9 条 舗装維持修繕業務は、道路舗装の破損箇所のうち小規模な箇所、またはこれを放置することによって破損部分が拡大し交通に支障を及ぼすことが予想される箇所を修繕するものである。

(留意事項)

第 10 条 欠損部補修箇所においては、必要に応じて修繕箇所縁端の脆弱部取り除き及び舗装殻処理費用、舗装殻運搬費用、区画線設置費用(必要に応じて)を労務費の合計額に対する率に換算して計上している。このため、前記工種について適切に施工すること。

第 8 章 河川・砂防施設・急傾斜施設 維持管理業務

(業務の定義)

第 11 条 河川等の維持管理業務は、突発的な事故や経年劣化による河川等の管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。

(留意事項)

第 12 条 受注者は、受託河川の存する市町村において気象警報発令時または震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、速やかにパトロール体制を整え、監督員

の指示する河川、砂防施設及び急傾斜施設をパトロールし、速やかにその結果を電話等により報告すること。

- 2 受注者は、前項1によるパトロール完了後、速やかに緊急時巡視報告書（様式第7号）を作成し提出すること。
- 3 受注者は、震度5弱以上の地震が発生した場合、滑川砂防ダム、大滝川砂防ダム、笠松砂防ダムについて目視による緊急点検を実施し、構造図を参考に漏水・クラック等、異状の有無を確認し、その結果を報告すること。
- 4 受注者は、本委託目的を理解し、河川・砂防・急傾斜区域に支障を及ぼす様な事象を確認した場合は危険回避の対策を講ずるなど、作業時は河川管理者としての意識に立ち対応すること。

第9章 一般除雪業務

（業務の定義）

第13条 一般除雪業務は、本特記仕様書第6条(1)⑤について、契約期間中の4月1日から同年4月30日までの間、及び11月1日から翌年3月31日までの間、降積雪、および地吹雪等による吹き溜まりにより交通障害の発生等が予測される場合に、除雪作業を行うものとする。

（業務の内容）

第14条 業務の内容は、「道路除雪業務委託仕様書」による。

第10章 凍結抑制剤人力・機械散布業務

（業務の定義）

第15条 凍結抑制剤散布業務は、本特記仕様書第6条(1)⑥について、契約期間中の11月1日から翌年3月31日までの間、路面凍結で交通障害の発生しやすい箇所について、路面状況と気象予測により人力、または機械により凍結抑制剤の散布を行うものとする。

（業務の内容）

第16条 業務の内容は、「道路除雪業務委託仕様書」による。

第11章 春先除雪業務

（業務の定義）

第17条 春先除雪業務は、本特記仕様書第6条(1)⑦について契約期間中の4月1日から同年4月30日までの間、冬期通行止路線の開通を目標に除雪を行うものとする。

（業務の内容）

第18条 業務の内容は、「春先除雪業務委託仕様書」による。

第12章 道路除草業務

（業務の定義）

第19条 道路除草業務は、路肩、法面部の除草を行うものとする。

(実施回数)

第20条 実施回数は、7月上旬から10月下旬にかけての年1回を標準とし、実施時期や繁茂状況による実施回数の増については監督員と協議して決定するものとする。なお、地域の行事等（祭事、イベント、道の日など）を特に考慮すること。

第13章 路面清掃業務

(業務の定義)

第21条 路面清掃業務は、路面清掃車による車道の清掃を行うものとする。

(実施回数)

第22条 実施回数は、4月及び6月それぞれ年1回を標準とし、実施時期については、監督員と協議して決定するものとする。なお、地域の行事等を特に考慮すること。

第14章 砂防施設除草業務

(業務の定義)

第23条 砂防施設除草業務は、堤防の天端、及び法面の除草を行うものとする。

(実施回数)

第24条 実施回数は、立縄沢については7月の年1回を標準とし、実施回数や実施時期については監督員と協議して決定するものとする。

第15章 スノーポール設置撤去業務

(業務の定義)

第25条 スノーポール設置撤去業務は、降雪期における道路視線誘導を目的とし、既設デリネータや防護柵等にスノーポールを設置撤去するものとする。

(実施時期)

第26条 実施時期は、11月下旬までに設置、3月中に撤去するものとし、気象状況に応じて、詳細の時期を監督員と協議して決定するものとする。

第16章 防雪柵設置撤去業務

(業務の定義)

第27条 防雪柵設置撤去業務は、降雪期、風雪からの道路視認性確保を目的とし、防雪柵を設置撤去するものとする。

(実施時期)

第28条 実施時期は、11月下旬までに設置、3月中に解体するものとし、気象状況に応じて、詳細の時期を監督員と協議して決定するものとする。

第17章 道路植栽管理業務

(業務の定義)

第 29 条 道路植栽管理業務は、道路植栽の防除、剪定、施肥、伐採を行うものとする。また、植栽管理を行うための除草を含むものとする。

(実施時期)

第 30 条 実施回数は、5 月～3 月の間の年 2 回を標準とし、実施の時期及び箇所については、監督員と協議して決定するものとする。

第 18 章 道路パトロール業務（平常時）

(業務の定義)

第 31 条 平常時における道路パトロール業務は、県管理道路が常に良好な状態を保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路の異状及び不法占用等に対して適切かつ迅速な措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行う。

(業務内容)

第 32 条 業務の内容は、「道路パトロール業務委託仕様書」による。

第 19 章 成果品

(成果品)

第 33 条 受託者は、業務完了時に下記の成果品を成果品目録とともに提出するものとする。

- (1) 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1 回／年）の報告書
- (2) 維持管理データベース

なお、上記成果品の様式及び形式については受注者と協議の上定めること。

道路除雪業務委託仕様書（道路除雪）

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、一般除雪業務の契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

（貸与機械）

第2条 発注者はこの作業に以下の除雪機械を受注者に貸与する。

機 械 名	規 格	形 式	管理番号	登録番号
除雪ドーザ	1 8 t	コマツ	S31-0602	福島 900 る 428
除雪ドーザ	1 6 t	川崎	S20-0612	福島 000 る 718
除雪ドーザ	1 4 t	KCM	S27-0601	福島 900 る 303
除雪ドーザ	1 3 t	日立	S12-0612	福島 000 る 102
除雪ドーザ	1 3 t	日立	S25-0601	福島 900 る 169
除雪ドーザ	1 3 t	川崎	S13-0609	福島 000 る 214
除雪ドーザ	1 3 t	川崎	S15-0608	福島 000 る 394
除雪ドーザ	1 3 t	コマツ	S23-0613	福島 000 る 814
除雪ドーザ	1 1 t	コマツ	S26-0609	福島 900 る 225
除雪グレーダ	3 . 1 m級	三菱	S63-0433	福島 00 る 2222
除雪トラック	7 t	UD	S24-0618	福島 800 は 1079
ロータリ除雪車	3 0 0 p s	日本除雪	S32-0607	福島 900 る ・ 434
ロータリ除雪車	8 0 p s	日野	S05-0825	福島 99 る 4876

（借上機械）

第3条 発注者はこの作業に以下の除雪機械を受注者から借り上げる。

除雪機械名	規 格	台 数
モーターグレーダ	3 . 1 m級	4 台

（除雪作業の出動基準）

第4条 新雪除雪は新降雪深が 5cm～10cm 以上となった場合に出動するものとし、路面上の圧雪層厚を 5cm 以下とすることを目標とする。

上記のほか、地域や路線の特性に応じて気象予報等により交通に支障をおよぼすと判断、または予測される場合はその都度出動するものとする。

- 2 拡幅及び路面整正については発注者の指示によりその都度出動する。
- 3 巡回パトロールは、受注者の所在地と気象条件が異なる峠部等の状況確認を除雪作業に先立ち行うもので、受注者は発注者より文書にて指示があった時は速やかに実施し、その都度パトロール日誌を作成すること。

(待機補償)

第5条 発注者は大雪警報等発令時又は特に必要があると認めた場合は、受注者に待機の指示を行うものとする。

- 2 受注者は発注者より待機の指示があった時は速やかにこれに従うこと。
- 3 待機指示があった場合はその都度必ず待機日誌を作成すること。
- 4 待機補償費及びその他の条件等は別紙契約書のとおりとする。

(除雪区分)

第6条 本路線の除雪区分は別紙道路一般除雪対象区間のとおりとし、下記の除雪区分に従った除雪作業を行い、交通を確保しなければならない。

- 1) 第1種路線・・・2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
- 2) 第2種路線・・・2車線確保を原則とするが、状況により1車線幅員で待避所を設けてもやむを得ない。異常降雪時は10日以内に幅員確保を図る。
- 3) 第3種路線・・・1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが、場合によって一時交通不能になってもやむを得ない。

(交通確保の目標)

第7条 交通確保は第4条、第6条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。

- 2 通勤、通学時間帯において通行に支障がないよう交通を確保すること。
- 3 始発及び最終バスの運行に支障がないよう路面状態を確保すること。
- 4 日中であっては吹き溜まり箇所等が発生した場合、又は予想される場合は発注者と連絡を取り交通を確保すること。
- 5 その他緊急に発注者から依頼があった場合には、協議のうえ実施すること。

(道路構造物の保全)

第8条 除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

- 2 除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合は、発注者の指示により必要な処置を講ずること。
- 3 事前の危険箇所点検において把握ができなかったと判断される場合の破損については、資料を作成のうえ協議すること。

(除雪作業の管理及び検収)

第9条 発注者が示す第8号様式の作業日報または除雪作業日誌による運転時間で検収を行うものとする。

- 2 除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(発注者の指示)

第10条 除雪作業は各事項により受注者が施工するものであるが、除雪は特殊な作業であるため出動時間帯、除雪工法等により発注者が指示する場合は、その指示に従わなければならない。

(提出書類)

- 第11条 第1号様式の除雪機械使用実績報告書(毎月)
- 2 第2号様式の主任技術者届(業務契約後速やかに)
- 3 第3号様式の除雪機械現況確認表(貸付機械引渡時)
- 4 第4号様式の除雪機械借用書(貸付機械引渡時)
- 5 第5号様式の事故(故障)報告書(必要時)
- 6 第6号様式の除雪機械修理状況報告書(必要時)
- 7 第7号様式の除雪機械返納書(貸付機械返却時)
- 8 第8号様式の作業日報または除雪作業日誌(除雪システム日誌)
(出勤の都度)
- 9 第9号様式の除雪実施確認表(毎月)
- 10 第10号様式の除雪待機時間集計表(毎月)
- 11 第11号様式の除雪集計チェックシート(毎月)
- 12 請求書(毎月)
- 13 除雪状況写真(除雪前・除雪中・完了時)
- 14 除雪機械写真及び不具合箇所の報告書(任意様式)(貸付機械返却時)
- 15 除雪待機日誌(待機の都度)
- 16 基本待機補償請求書(3月)

(その他)

- 第12条 除雪機械の作業日報の整備は「除雪機械作業記録作成要領」による。

道路除雪業務委託仕様書（凍結抑制剤散布）

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、凍結抑制剤人力・機械散布業務の契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

（貸与機械）

第2条 発注者はこの作業に以下の散布機械を受注者に貸与する。

機 械 名	規 格	形 式	管理番号	登録番号
凍結抑制剤散布車	2. 5 m 3	範多機械	S21-0616	福島 800 は 708
凍結抑制剤散布車	2. 5 m 3	MS-BIT(D)	S02-0611	福島 800 は 1595

（散布作業の出動基準）

第3条 凍結抑制剤の散布は、路面凍結が予想される場合に出動することを原則とする。ただし、路面の状況により緊急に散布を行う必要が生じた場合については、前記に関わらず担当責任者の指示により、その都度出動するものとする。

- 2 受注者は、除雪作業との調整を図り、散布作業を実施しなければならない。
- 3 凍結抑制剤は発注者の負担とする。この場合における凍結抑制剤の使用量の確認は、使用した凍結抑制剤の空袋により行うものとする。

（待機補償）

第4条 発注者は大雪警報等発令時又は特に必要があると認めた場合は、受注者に待機の指示を行うものとする。

- 2 受注者は発注者より待機の指示があった時は速やかにこれに従うこと。
- 3 待機指示があった場合はその都度必ず待機日誌を作成すること。
- 4 待機補償費及びその他の条件等は別紙契約書のとおりとする。

（交通確保の目標）

第5条 交通確保は第3条、第4条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。

- 2 通勤、通学時間帯において通行に支障がないよう交通を確保すること。
- 3 始発及び最終バスの運行に支障がないよう路面状態を確保すること。
- 4 日中であっては吹き溜まり箇所等が発生した場合、又は予想される場合は発注者と連絡を取り交通を確保すること。
- 5 その他緊急に発注者から依頼があった場合には、協議のうえ実施すること。

（道路構造物の保全）

第6条 散布に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

- 2 散布に起因して道路及び管理施設物を破損した場合は、発注者の指示により必要な処置を講ずること。
- 3 事前の危険箇所点検において把握ができなかったと判断される場合の破損については、

資料を作成のうえ協議すること。

(散布作業の管理及び検収)

第7条 発注者が示す第8号様式の作業日報または除雪作業日誌（除雪システム日誌）による運転時間で検収を行うものとする。

- 2 散布作業終了の際は、発注者に始時と終時と散布作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(発注者の指示)

第8条 散布作業は各事項により受注者が施工するものであるが、散布は特殊な作業であるため出勤時間帯、散布工法等により監督員が指示する場合は、その指示に従わなければならない。

(提出書類)

第9条 第1号様式の除雪機械使用実績報告書（毎月）

- 2 第2号様式の主任技術者届（業務契約後速やかに）
- 3 第3号様式の除雪機械現況確認表（貸付機械引渡時）
- 4 第4号様式の除雪機械借用書（貸付機械引渡時）
- 5 第5号様式の事故（故障）報告書（必要時）
- 6 第6号様式の除雪機械修理状況報告書（必要時）
- 7 第7号様式の除雪機械返納書（貸付機械返却時）
- 8 第8号様式の作業日報または除雪作業日誌（除雪システム日誌）（出勤の都度）
- 9 第9号様式の除雪実施確認表（毎月）
- 10 第10号様式の除雪待機時間集計表（毎月）
- 11 第11号様式の除雪集計チェックシート（毎月）
- 12 請求書（毎月）
- 13 散布状況写真（散布前・散布中・完了時）
- 14 除雪機械写真及び不具合箇所の報告書（任意様式）（貸付機械返却時）
- 15 除雪待機日誌（待機の都度）
- 16 基本待機補償請求書（3月）

(その他)

第10条 除雪機械の作業日報の整備は「除雪機械作業記録作成要領」による。

春先除雪業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、矢吹天栄線、中野須賀川線、羽鳥福良線の春先除雪業務の契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

(貸与機械)

第2条 発注者はこの作業に下記の除雪機械を受注者に貸与する。

機 械 名	規 格	形 式	管理番号	登録番号
除雪ドーザ	18t	コマツ	S31-0602	福島900る428
除雪ドーザ	13t	日立	S25-0601	福島900る169
除雪ドーザ	11t	コマツ	S26-0609	福島900る225

(交通確保の目標)

第3条 冬期通行止路線の開通を目標に除雪を行うものとする。なお、各路線の開通日は発注者と協議すること。

(除雪路線)

第4条 春先除雪の除雪路線は下記のとおりとし、受注者はこの路線の除雪作業を行い、交通を確保しなければならない。

路 線 名	区 間	延長 (km)
矢吹天栄線	天栄村大字羽鳥字一本木 ～白河市行政界	4.1
中野須賀川線	須賀川市梅田字牛仏 ～郡山市行政界	6.3
羽鳥福良線	天栄村大字田良尾字鹿野 ～郡山市行政界	3.7

(道路構造物の保全)

第5条 除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないように留意すること。

- 2 除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合は、発注者の指示により必要な処置を講ずること。
- 3 事前の危険箇所点検において把握ができなかったと判断される場合の破損については、資料を作成のうえ協議すること。

(除雪作業の管理及び検収)

第6条 発注者が示す第8条様式の作業日報または除雪作業日誌による運転時間で検収を行うものとする。

- 2 除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(発注者の指示)

第7条 除雪作業は各事項により受注者が施工するものであるが、除雪は特殊な作業であるため出動時間帯、除雪工法等により発注者が指示する場合は、その指示に従わなければならない。

(提出書類)

- 第8条 第1号様式の除雪機械使用実績報告書（毎月）
- 2 第2号様式の主任技術者届（業務契約後速やかに）
 - 3 第3号様式の除雪機械現況確認表（貸付機械引渡時）
 - 4 第4号様式の除雪機械借用書（貸付機械引渡時）
 - 5 第5号様式の事故（故障）報告書（必要時）
 - 6 第6号様式の除雪機械修理状況報告書（必要時）
 - 7 第7号様式の除雪機械返納書（貸付機械返却時）
 - 8 第8号様式の作業日報または除雪作業日誌（除雪システム日誌）（出動の都度）
 - 9 第9号様式の除雪実施確認表（毎月）
- 10 請求書（毎月）
- 11 除雪状況写真（除雪前・除雪中・完了時）
- 12 除雪機械写真及び不具合箇所の報告書（任意様式）（貸付機械返却時）

(その他)

第9条 除雪機械の作業日報の整備は「除雪機械作業記録作成要領」による。

道路パトロール業務委託仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、道路パトロール業務（以下「パトロール」という。）に適用するものとし、受注者は、関係法令、契約書に基づいて適正にパトロールを実施しなければならない。

(パトロールの目的、内容)

第2条 パトロールは、道路が常に良好な状態に保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行う。

(定義)

第3条 この仕様書において、「パトロール要員」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール、その他の関係業務を行う受注者の職員をいう。

2 この仕様書において「運転手」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール車の運転、その他の関係業務を行う受注者の職員をいう。

(事故報告)

第4条 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、発注者が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。

(疑義に対する対応)

第5条 その他、定めなき事項や疑義が生じた事項については、発注者と協議するものとする。

第2章 パトロール

(業務の区分及び定義)

第6条 パトロールは、平常時パトロール、異常時パトロール、地震時パトロールに区分する。

2 平常時パトロールとは、異常時パトロール及び地震時パトロール以外のパトロールをいう。

3 異常時パトロールとは、気象警報が発令された段階以降のパトロール及び発注者が異常時と判断し、指示した段階のパトロールをいう。

4 地震時パトロールとは、震度5弱以上の地震が発生した段階におけるパトロールをいう。

(パトロールの内容)

第7条 平常時パトロールは、次の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

- (1) 路面の状況
- (2) 路肩、路側の状況
- (3) 歩道の状況
- (4) のり面の状況
- (5) 排水施設の状況
- (6) 橋りょうの状況
- (7) トンネルの状況
- (8) 擁壁の状況
- (9) 保安設備、安全施設等の状況
- (10) 街路樹及び植樹帯の状況
- (11) 道路工事等の施工箇所における保安施設・交通処理状況
- (12) 道路隣接地における工事の実施状況
- (13) 道路の占用の状況
- (14) 除雪状況、雪崩危険箇所の状況
- (15) その他

2 夜間における平常時パトロールは、次に掲げる事項について、車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

- (1) 照明施設の状況
- (2) 交通安全施設（道路標識、視線誘導標、区画線等の視認性）の状況
- (3) 道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況・交通処理状況

3 異常時パトロール、地震時パトロールは第7条に準じるが、異常事象に応じて適宜重点項目を定め、車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

4 パトロールにより異常を発見した場合は、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行い、道路を常時良好な状態に保つように努めなければならない。

5 パトロール要員及び運転手は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、発注者に情報提供しなければならない。

（業務計画書）

第8条 平常時パトロールについて、受注者は、契約日に業務の実施体制等を記載した業務計画書を作成し監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

2 業務計画書及び4月分の人員配置計画については、契約後すみやかに監督員と協議の上、決定しておくものとする。

3 業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更業務計画書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

（パトロールのコース及び実施日）

第9条 平常時パトロールの実施日及びコースは、あらかじめ監督員が作成する月別パトロール実施予定表（以下、「予定表」という。）によるものとする。

(主任技術者)

第 10 条 主任技術者は平常時パトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員、運転手を指導、監督しなければならない。

- 2 主任技術者は、毎月 1 回監督員に業務全般に関する状況報告を行うとともに、業務の実施方針等に関して監督員と打合せを行うものとする。
- 3 主任技術者は、パトロール要員及び運転手がパトロールを実施している間は、発注者の担当課と連絡がとれるようにしておかなければならない。

(パトロール要員及び運転手)

第 11 条 受注者は、パトロール要員及び運転手を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。パトロール要員及び運転手を変更したときも、同様とする。

- 2 パトロール要員及び運転手は、それぞれを兼ねることができる。ただし、前条に規定する主任技術者を兼ねることができない。
- 3 パトロールを実施する際は、パトロール要員、運転手の合計 2 名を基本とするが、複数名とすることができる。
- 4 平常時パトロールについては、パトロール要員及び運転手の他に行政職員等がパトロール要員として同乗する。
- 5 パトロール要員及び運転手は、同乗した行政職員等にパトロールに関して意見を求めることができるものとする。

(履行する際の留意事項)

第 12 条 主任技術者は、本仕様書及び特記仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 平常時パトロールにおいては、パトロール要員は、業務計画書に基づきパトロールを行い、その任務の履行に努めるものとする。
- 3 運転手は、常に安全運転に努めなければならないものとする。
- 4 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 5 パトロール要員及び運転手は、発注者が発行する身分証明書を携行し、関係人から請求があったときはこれを提示するものとする。
- 6 発注者の担当課及びパトロール要員との緊急連絡に対応するため、受注者は 2 以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

(業務の履行)

第 13 条 受注者は、業務計画書に基づき委託業務を履行するものとする。

- 2 発注者は業務の都合により必要があると認めたときは、第 1 項に定める業務のほか、第 2 条に示す目的を達成するために必要な業務を履行させることができるものとする。

第3章 運転業務

(平常時パトロールに使用する車両)

第14条 平常時パトロールに使用する車両は、発注者が貸与する所定の車両とする。

- 2 交通管理に要する物品は、貸与または支給を原則とする。
- 3 受注者は、本仕様書で規定する道路パトロール車を「道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領」及び「車両管理に関する留意事項」に基づき使用・管理するものとする。
- 4 貸与する道路パトロール車は、発注者が自動車賠償損害保険（自賠責保険）に加入する。
- 5 任意保険については受注者が別途加入するものとし、保険金額は対人賠償、対物賠償ともに無制限、人身傷害は5000万円以上とすること。
- 6 受注者は、業務を開始する日までに前項による保険契約を締結し、その証書等の写しを監督員に提出すること。
- 7 「道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領」第5条第2項に対応するための保険（車両保険）の加入及び加入額については、受注者の任意とする。

(業務内容)

第15条 平常時パトロールにおいて、運転手は車両運行について原則として業務計画書に基づき行うものとする。

- 2 平常時パトロールにおいて、運転手は、原則として車両の運転を行うものとするほか、必要な次に掲げることを行う。
 - (1) 燃料の補給
 - (2) 車両の保守点検整備（仕業点検、洗車・清掃、給油脂）
 - (3) 車両管理簿の記録
 - (4) 軽微な補修作業等を行う際の交通誘導

道路パトロール業務委託路線一覧表

種別	路線名	パトロール区間	備考
国	国道118号	管内全区間	
国	国道294号	管内全区間	
主	長沼喜久田線	管内全区間	
主	白河羽鳥線	管内全区間	
主	飯野三春石川線	管内全区間	
主	郡山長沼線	管内全区間	
主	須賀川三春線	管内全区間	
主	郡山矢吹線	管内全区間	
主	矢吹天栄線	管内全区間	
主	古殿須賀川線	管内全区間	
主	中野須賀川線	管内全区間	
一	矢吹堀込線	管内全区間	
一	安積長沼線	管内全区間	
一	母畑須賀川線	管内全区間	
一	玉川田村線	管内全区間	
一	仁井田郡山線	管内全区間	
一	川東停車場線	全線	
一	須賀川停車場線	全線	
一	雲水峰江持線	全線	
一	羽鳥福良線	管内全区間	
一	十日市矢吹線	管内全区間	
一	須賀川矢吹線	管内全区間	
一	玉川鏡石線	全線	
一	下松本鏡石停車場線	全線	
一	木ノ崎石淵線	全線	
一	牧ノ内長沼線	全線	
一	江持谷田川停車場線	管内全区間	
一	三穂田須賀川線	管内全区間	
一	須賀川二本松線	管内全区間	
一	須賀川二本松自転車道線	管内全区間	

種別の「国」は一般国道、「主」は主要地方道、「一」は一般県道である。

ここでいう管内とは須賀川市、鏡石町、天栄村をいう。

道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領

(適用)

第1条 道路パトロール業務において、発注者が所有する自動車を受注者が使用するにあたっては、契約図書によるほか、この要領及び、「車両管理に関する留意事項」によるものとする。

(受領又は返納)

第2条 受注者は、別紙に定める「車両管理に関する留意事項」に基づき自動車の受領又は返納をするものとする。

(注意義務)

第3条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって自動車を使用管理するとともに、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 運転員は、自動車の運転・管理に精通した熟練者をあてること。
- (2) 自動車は、過重な運転を行わないよう注意すること。

(用途外使用の禁止)

第4条 受注者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 自動車を転貸し、又は担保に供すること。
- (2) 自動車を業務以外の目的に供すること。

(亡失又はき損)

第5条 受注者は、自動車を亡失又はき損したときは、調査職員に対してその事実及び理由について詳

細な報告書を提出し、監督員の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、修理し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(車両維持に要する費用負担)

第6条 修理（第5条によるものを除く）及び消耗品交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

(使用実績報告)

第7条 道路パトロール終了後、受注者は別に定める「自動車使用簿」を車両管理者に提出すること。

車両管理に関する留意事項

(適用)

第1条 本「車両管理に関する留意事項」は道路パトロール業務において、発注者が受注者に使用させる自動車の車両管理に係る事項を定めるものであり、「道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領」に関する留意事項を定めたものである。

(事故等の報告)

第2条 受注者は業務を行うにつき事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、事後措置について発注者と協議するものとする。

(事故等の処理)

第3条 受注者は業務を行うにつき生じた事故等に対する一切の処理手続きを行うものとする。

(一般的損害)

第4条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(発注者及び第三者に及ぼした損害)

第5条 受注者は業務の履行に伴い、発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の職員等の人身事故については、発注者と協議するものとする。

なお、その損害が発注者の責任に帰すべき理由により発生したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合については、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

(車両の保管、引渡、返納、保管場所)

第6条 車両は発注者の指定した場所に保管する。

2 発注者は受注者に業務を実施する日毎に、道路パトロール車を受注者に引き渡すものとし、受注者は業務が終了したら、速やかに発注者に返納するものとする。